

平成26年 No.15

○東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程

改正理由

東日本大震災で被災した学生を入学料の納付が困難な者として免除の対象とし、当分の間支援を続けていくため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 3 月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年 3 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年規程第13号

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程（昭和63年規程第 3 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学入学科免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正について

改正理由：東日本大震災で被災した学生を入学科の納付が困難な者として免除の対象とし、当分の間支援を続けていくため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (学部の免除対象者) 第3条 本学の学部に入学者(科目等履修生又は研究生として入学者を除く。以下同じ。)で、入学科の納付が困難な者として免除の対象となる者は、次の各号の1に該当する場合とする。<u>ただし、当分の間は東日本大震災において被災した場合も入学科免除の対象とする。</u> (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したとき。 (2) 入学前1年以内において、本学に入学者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。 (3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由があるとき。 (4) 教職特待生に採用されたとき。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (学部の免除対象者) 第3条 本学の学部に入学者(科目等履修生又は研究生として入学者を除く。以下同じ。)で、入学科の納付が困難な者として免除の対象となる者は、次の各号の1に該当する場合とする。 (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したとき。 (2) 入学前1年以内において、本学に入学者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。 (3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由があるとき。 (4) 教職特待生に採用されたとき。 〔省略〕